

岐阜県 新型コロナウイルス感染拡大防止の休業要請に係る協力金について

事業の内容

1 事業名

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

2 事業の概要

(1) 支給対象

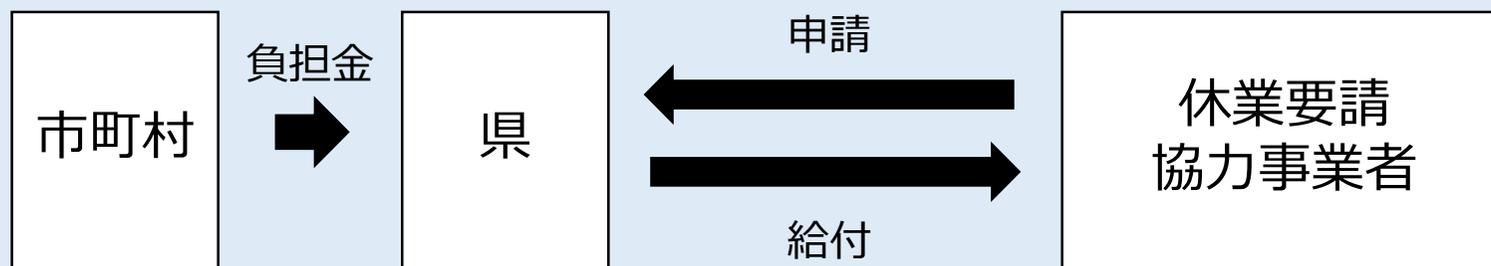
4月18日～5月6日までの全ての期間、県の要請を受けて、県内の施設を全面的に休業する中小事業者及び個人事業主

(2) 支給額

50万円（1事業者あたり）

3 スキーム

【負担割合:岐阜市 1/2, その他 1/3】



※給付に関する事務は県が直接実施

対象事業者（休業要請先施設）

| 施設の種類 | 内 訳 |
|---------|---|
| 遊興施設等 | キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等 |
| 大学、学習塾等 | 大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 |
| 運動、遊技施設 | 体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等 |
| 劇場等 | 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 |
| 集会・展示施設 | 集会場、公会堂、展示場 |
| | 博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） |
| 商業施設 | 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 |

その他

緊急事態宣言で休業を要請しない食堂、レストラン、喫茶店等についても、休業要請に沿った営業時間の短縮（夜間営業の自粛）に応じる場合は、協力金を交付する。

協力金の支給に関するご質問・ご相談先

**県民総合相談窓口
(コールセンター)**

0 5 8 - 2 7 2 - 8 1 9 8

**※8:30～17:15 土日祝日も対応
(4月17日に限り20:00まで対応します)**